

## Ⅱ 資料紹介 Ⅱ

# 橋間直治（陸軍少尉）資料

—— 終わりし者、終わらぬ「もの」 ——

林 宇

### 一 はじめに

数年前、神奈川県在住の藤原家の片隅から、まとまった資料が発見された。資料は橋間きぬ、即ち本稿での中心人物となる橋間直治の母が生涯他言せず留めていたものである。資料には複数枚の写真、橋間直治直筆の手紙やがき、戦死報告書や弔詞綴、そして生還した同部隊の人物と遺族や親族間でのやり取りが記された手紙などが含まれている（手紙書類など三十通、葉書三通、写真十七枚）。

偶然、友人である藤原家を訪れた際、それらの資料を見せていただいた私は、弔詞綴の日付に目を奪われた。そこに記され

ていた日付が、昭和二十年（一九四五）九月だったからである。ポツダム宣言と共に軍組織は解体したのだと一般的に思われている現在、これらの資料はその「常識」に疑念を抱かせるものであった。本稿では橋間直治の経歴及び右記の資料を紹介すると同時に、資料の作成時期に着目してみたい。

### 二 橋間直治の経歴

まず資料の写真を紹介したい。一枚の写真には橋間直治とそ  
の入営を祝す出征旗が写っている。出征旗には「祝入営」と大  
きく墨で「橋間直治君」と記されているが、作成者の名ははっ  
きりと写っていない。背面には手書きで「紀元二千六百年十二



月一日撮影 入営記念」とあり、昭和十五年（一九四〇）十二月一日に入営したことが分かる。

そして南京のホテルで友人と撮影した別の一枚の裏には、昭和十七年四月十二日とされており、また昭和十八年六月八日の日付が記されている写真には、どこかの塹壕で知人と再会した際の姿が写っている。

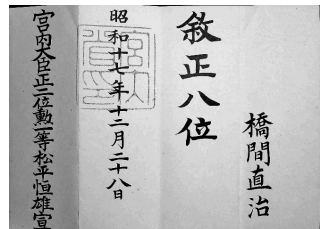
次に、位階証を見てみると、

叙正八位

橋間直治

昭和十七年十二月二十八日

宮内大臣正二位勲一等松平恒雄宣



とあり、他の旧陸軍の軍階記録と対照してみると（アジア歴史資料センター資料より）、叙正八位は陸軍少尉に値する位階のようである。恐らく右の昭和十七年十二月二十八日を境に、後の大半の資料で「橋間直治少尉」と呼称されているように、橋間直治は少尉に進級したものと思われる。

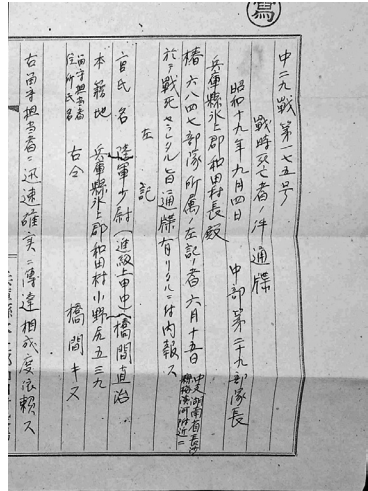
橋間直治に関わる情報が詳細に記述されているのは、皮肉にも彼が亡き人となったことを示す戦死報告書などであった。母の橋間きぬ宛てに届いた数通の戦死報告には、次のような内容が見られる。

▽戦死報告書（白紙）

中二九戦第一七五号

戦時死亡者ノ件通牒

昭和十九年九月四日 中部第二十九部隊長



兵庫県水上郡和田村長殿

樁 六八四七部隊所屬ノ左記ノ者 六月十五日  
於テ戦死セラレタル旨通牒有リタルニ付内報ス

中支湖南省長沙  
県梅溪河附近ニ

左 記

官氏名 陸軍少尉(進級上申中) 橋間直治

本籍地 兵庫県水上郡和田村小野尻五三九

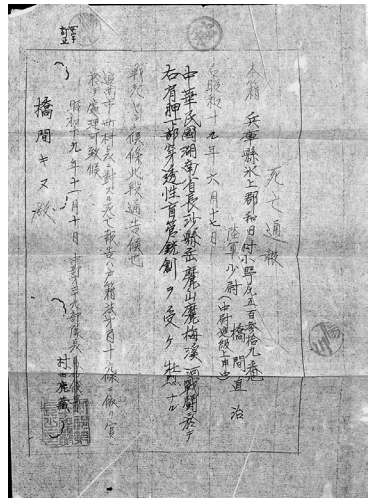
留守担当者  
住所氏名 右同

橋間キ又

右留守担当者ニ迅速確實ニ伝達相成度依頼ス

(兵庫県水上郡和田村役場)

▽死亡通報



(頁1)

死亡 通報

本籍 兵庫県水上郡和田村小野尻五百参拾九番地

陸軍少尉 橋間直治

(中尉進級上申中)

右昭和十九年六月十七日

中華民國湖南省長沙県岳麓山麓梅溪河戦闘ニ於テ

右肩胛下部穿透性盲管銃創ヲ受ケ壮烈ナル

戦死セラレ候条此段通告候也

追而市町村長ニ対スル死亡報告ハ戸籍法第百十九条ニ依リ官ニ  
於テ処理可致候

昭和十九年十一月十日 中部第二十九部隊長

馬場俊男  
村田鹿藏

橋間キヌ殿

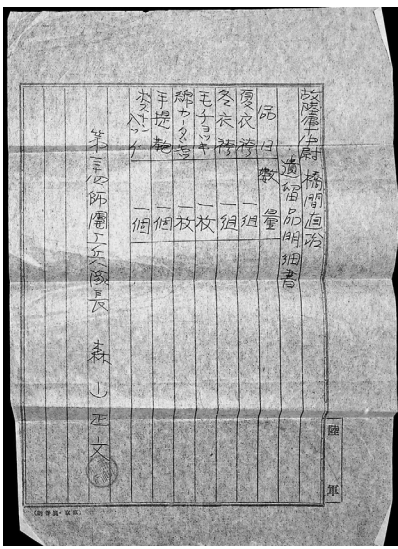
綿カータシヤツ 一枚  
手提鞆 一個  
ポストンバッグ 一個

(頁2)

故陸軍中尉 橋間直治

遺留品明細書

品目	数量
夏衣袴	一組
冬衣袴	一組
毛チヨツキ	一枚



第三十四師團工兵隊長 森山正文 (印)

(封筒表: 検閲済印あり)

(封筒裏: 椿第六八四七部隊)

▽森山正文氏手紙

故陸軍中尉

橋間直治

一、戦死年月日

昭和十九年六月十七日

一、戦死場所

中華民国湖南省長沙県

一、戦死状況

岳麓山麓梅溪河附近  
六月十七日岳麓山攻撃ヲ命  
ゼラル、ヤ同小隊長橋間中  
尉ハ麓ニアル梅溪河ヲ偵察  
スバク隊長ト共ニ実施セリ  
其ノ際敵ハ重火器ハ熾烈ニ開  
始セリ又砲弾共身辺ニ炸烈ス  
ルモ同小隊長ハ沈著豪胆ニ偵  
察ヲナシ歸路ニツカトセシ際敵  
軍機関銃ノ一弾ハ同小隊長ノ



森山正文の手紙では既に「橋間直治中尉」となっている。岳麓山攻撃のことは、樁第六八四七部隊（工兵第三十四聯隊）に関する情報が載せられている『帝國陸軍編成総覧』（上法快男編、芙蓉書房、一九八七年十二月）などに見える。

岳麓山攻撃は、「日本ニュース」第215号（NHK戦争証言アーカイブより）でも放送された次の内容である（再生テキストによる）。

敵、重慶軍に迷いの夢深くして、いまだ醒めず。されば、皇軍の一隊は暁をついて長江を押し渡り、長沙前面にその夢を破る。すなわち総攻撃の命は下った。時に6月16日。長沙。長沙は長江をもってその外堀となし、長江左岸、岳麓山の天險（てんけん）によつて第9戦区本拠の要塞（よゆうさい）（音声中断）しかも6月17日朝、敵が天險と頼む岳麓山、既に我が手に帰し、長沙を眼下に睨んで、巨弾を打ち込む態勢は整った。

戦死後、幾通もの戦死報告や死亡通知が橋間家宛に送られたのは橋間直治という人物の軍における位置にも関係するだろう。そして、遺骨は戻ることにはなかったものの、丁寧に公葬が行われ、甲詞綴が送られたのも並一般の兵卒とはことなる「陸軍中尉」という肩書があったからと思われる。

そして、その証の一つである、昭和二十一年二月二十八日の

日付が付された一通の「戦没将兵ノ恩典拜受」に関わる事項が記された紙（後掲）には、「聯隊区司令部」という字面が使用されており、ポツダム宣言受諾後解体していたはずの軍組織の存続をほめかしている。果たして橋間家に関する数々の資料にはどのような情報が秘められているのだろうか。そこで、橋間直治と関連する資料の日付を頼りに、さらに考察を行いたい。

### 三 資料に残された日付

橋間直治に関する一部の資料には、先に掲げたもののように日付が付されたものが多い。それらの一部を改めて時間順に配列し掲げると、次のような結果となる。

- ①（前掲）入営記念写真（昭和十五年十二月一日）
- ②（前掲）位階証・叙正八位（昭和十七年十二月二十八日）
- ③橋間直治直筆手紙  
（封筒表・兵庫県氷上郡和田村富田 橋間きぬ様 〈軍事郵便〉）

裏・旅順満州第二六四部隊犬飼隊 橋間直治拝 三  
月廿四日 ※昭和十八年か）

拝啓

春暖の候御母上様には益々御元氣にて御働きの由うれしく存じます

当地も大分良い天候に成つて四月も中ばになれば美しく

経文

春暖る候御母上様には令御入氣にて御働まり由つれ  
一く存じ申す

当地も大分夜更に成り四月も中旬に分水は美く  
一櫻が咲き揃ふ様子にぞ又又の所へ帰ります故

通達の方には前の方へ御禮いせし  
各方面より御便りも戴き内海の緊張した様子を  
頼もしく存じます

羽山の義兄様が又名譽ある心召の由御祝ひ  
申上げ且つ御武運の長久ならん事を御祈り  
致す次第であります

本日は物資のない折柄あんな結構な氷砂糖や  
里の香のするあの干柿をお送り下さいまして  
皆で美味しく頂きました

十二月には色々御心配下さった様ですがお志\*厚く  
御礼申上ます 播口少尉にもよろしく御礼申し下さい  
戦地で何時も二人一緒に暮らしてゐたもので心もよく合つ  
て居ります故

先づは取敢へず御礼申上ます  
敬具

三月二十二日  
直治拜

母上様

濃事試験場の便りも頂きました 神の石田さんも最優秀  
な成績で学校卒業今奉天にて立派な少尉に  
なつて居られます (\*\*一二字判読難)

濃事試験場の便りも頂きました 神の石田さんも最優秀  
な成績で学校卒業今奉天にて立派な少尉に  
なつて居られます

濃事試験場の便りも頂きました 神の石田さんも最優秀  
な成績で学校卒業今奉天にて立派な少尉に  
なつて居られます

濃事試験場の便りも頂きました 神の石田さんも最優秀  
な成績で学校卒業今奉天にて立派な少尉に  
なつて居られます

濃事試験場の便りも頂きました 神の石田さんも最優秀  
な成績で学校卒業今奉天にて立派な少尉に  
なつて居られます

④橋間直治直筆手紙(十月三十日) ※昭和十八年か

(封筒表…:橋間まさゑ様 (軍事郵便) 検閲済み \*「ま

「さゝ」は親族間でのキヌの通称

裏…中支派遣樞六八四七部隊 青葉隊 見習士官  
橋間直治拜)

母上様

又々御小包有難う／存じました

丁度朝夕のお茶に／大変よいので皆で／賞揚して頂いて／

ぬます

葉も入手致し／ました

厚く御礼申上げます



(写真) 写真ヲ三枚／お送り致します

この写真は三ヶ月／程の〇〇で／帰つた所です

何分ひげがのびて／ゐたんですが／そつてからですが一

朝夕めつきり涼しく／成つて来ましたが御体御大切に

御留守の程を

十月三十日

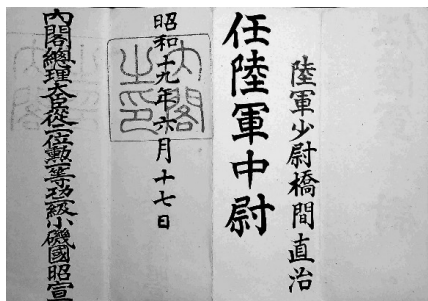
⑤任官証 (昭和十九年六月十七日)

直治拜

(写真)

陸軍少尉橋間直治

任陸軍中尉



昭和十九年六月十七日

内閣總理大臣從二位勲一

等功二級小磯國昭宣

⑥(前掲)戦死報告書 (昭和十九年九月四日)

⑦(前掲)死亡通報

(昭和十九年十一月十日)

⑧(前掲)森山正文氏手紙

(日付は記されないが、⑦

の死亡通知に工兵隊長森山

正文との署名があつたため、

恐らく⑦の後に個人によつ

て改めて送られた状況説明



⑨公葬通知（昭和二十年八月二十九日）

であると思われる）

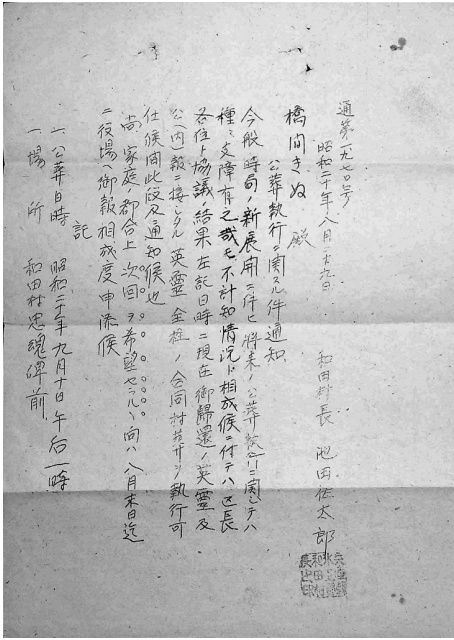
通第一九七〇号

昭和二十年八月二十九日 和田村長 池田佐太郎（印）

橋間きぬ殿

公葬執行ニ関スル件通知

今般時局ノ新展開ニ伴ヒ 将来ノ公葬執行ニ関シテハ  
種々支障有之哉モ 不計知情況下相成候ニ付テハ区長  
各位卜協議ノ結果 左記日時ニ現在 御帰還ノ英霊及



通第一九七〇号

昭和二十年八月二十九日

和田村長 池田佐太郎

橋間きぬ殿

公葬執行ニ関スル件通知

今般時局ノ新展開ニ伴ヒ 将来ノ公葬執行ニ関シテハ  
種々支障有之哉モ 不計知情況下相成候ニ付テハ区長  
各位卜協議ノ結果 左記日時ニ現在 御帰還ノ英霊及  
公（因）親（接）シテ英霊（全）柱ノ合同村葬ヲ執行可  
仕候同此段及通知候也  
尚、家庭、都合上、次回ヲ希望セラル、向ハ八月末日迄  
ニ役場（御）報相成度申添候

記

一、公葬日時 昭和二十年九月十日 午後一時  
一、場 所 和田村忠魂碑前

公（内）報ニ接シタル 英霊 全柱ノ合同村葬ヲ執行可  
仕候同此段及通知候也  
尚、家庭ノ都合上、次回ヲ希望セラル、向ハ八月末日迄  
ニ役場へ御報相成度申添候

記

一、公葬日時 昭和二十年九月十日 午後一時

一、場 所 和田村忠魂碑前

⑩弔詞綴（昭和二十年九月十日）

（表紙）維持昭和二十年九月十日合同村葬執行

故陸軍中尉橋間直治君外三十一勇士

弔 詞 綴

橋間家 和田村

（頁1）

目次

- 一、 和田村長祭文
- 二、 陸軍大臣弔詞
- 三、 陸軍參謀總長弔詞
- 四、 海軍大臣弔詞
- 五、 海軍軍令總長弔詞
- 六、 聯合艦隊司令長官弔詞
- 七、 兵庫縣知事弔詞
- 八、 柏原警察署長弔詞
- 九、 帝国在郷軍人会長弔詞

橋岡家 和日村

序 詞 綴

維新始平年九月廿日合同村葬紀行  
故陸中府橋岡道治君外三上勇士

和日村 陸中府 橋岡道治君外三上勇士  
維新始平年九月廿日合同村葬紀行  
故陸中府橋岡道治君外三上勇士

一〇、水上郡町村長会長弔詞

一一、水上郡内町村長弔詞

一二、水上郡内帝国在郷軍人会各町村分会長弔詞

(中略)

(頁3冒頭)

嗚呼 海行かば水漬く屍 山行かば草むす屍

①恩典拝受の案内 (昭和二十一年二月二十八日)

(封筒裏) 福岡県二日市町多々良製作所内

支那派遣軍九州連絡所)

嗚呼 海行かば水漬く屍 山行かば草むす屍  
一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
二十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
三十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
四十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
五十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
六十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
七十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
八十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十一、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十二、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十三、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十四、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十五、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十六、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十七、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十八、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
九十九、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府  
一百、陸中府 陸中府 陸中府 陸中府 陸中府

拜啓

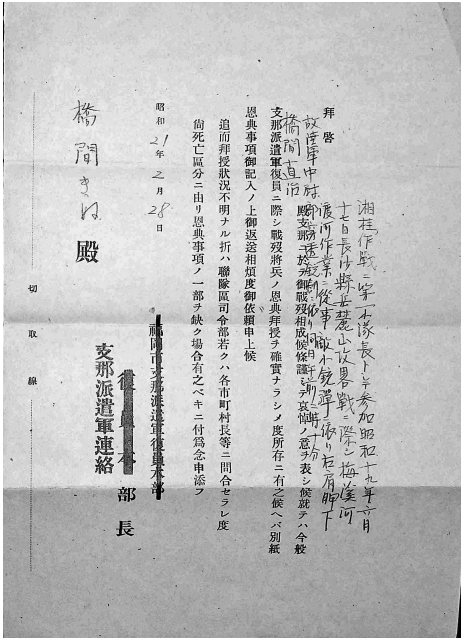
湘桂作戦ニ第一小隊長トシテ参加昭和十九年六月

十七日長沙県岳麓山攻略戦ニ際シ梅溪河

渡河作業ニ従事敵小銃弾ニ依リ右肩胛下

部穿透銃創ニ依リ同日午前二時十分

記入ノ上御返送相煩度御依頼申上候  
殿支那ニ於テ御戦歿相成候条謹ミテ哀悼ノ意ヲ  
表シ候就テハ今般ノ支那派遣軍復員ニ際シ戦歿將兵ノ恩典  
拝受ヲ確実ナラシメ度所存ニ有之候ヘバ別紙ノ恩典事項御



追而拝授状況不明ナル折ハ聯隊区司令部若クハ各市町村  
長等ニ問合セラレ度  
尚死亡区分ニ由リ恩典事項ノ一部ヲ欠ク場合有之ベキニ  
付為念申添フ

昭和(21)年(2)月(28)日 福岡市支那派遣軍復員本部

復員本部 長

(橋間きぬ)殿

(支那派遣軍連絡)

右記のように十一の資料を日付順に掲げたが、③④は年が記  
されていないが、一応昭和十八年のものと見なした。また、⑧  
に關しても、同じ森山正文書の戦死状況に關わる内容であるが、  
⑦が公的なもの、⑧が⑦に詳細を加えた私的な手紙と判断し、  
このような配列とした。

#### 四 ないはずのもの

橋間家に届いた資料を日付順に配列したが、そこで前述の、  
ポツダム宣言受諾後解体していたはずの軍組織の存続していた  
のではないか、という疑問が再び浮上してくる。

⑩と⑪はそれぞれ昭和二十年(一九四五)九月十日と昭和  
二十一年二月二十八日である。昭和二十年八月十五日には玉音  
放送が流され、昭和二十年九月二日には、アメリカ海軍の戦艦

ミズーリ上で降伏文書の調印式が行われ、重光葵、梅津美治郎が降伏文書に署名し、日本軍の完全降伏が確定事実となった。しかし、ポツダム宣言受諾後に解体してははずの陸軍組織であるにもかかわらず、⑩の弔詞綴には、陸軍大臣・陸軍参謀総長・海軍大臣・海軍軍令総長・聯合艦隊司令長官などが明記されている。

それだけでなく、帝国在郷軍人会は昭和二十年八月三十一日に解散を宣言しているにもかかわらず（帝国在郷軍人解散要領）昭和二十年八月三十一日、昭和二十年九月十日と日付が付された⑩には、依然として「帝国在郷軍人会」の組織名が公然と記されている。そして、和田村長祭文では戦死者の情報が記されたのち、「海行かば」が大きな字で書かれ、追悼の歌として読まれている。⑩は第二節でも触れたように、「聯隊区司令部」や「支那派遣軍連絡部長」の名称がみられる。戦時下の公葬の実態については、荒川章二氏が『軍隊と地域』（青木書店 二〇〇一年）で、次のようにまとめている。

日清戦争中の戦死者葬儀は、生前の死者を知る町内・部落関係者を実行事務主体とし町村の公葬的性格をとつていたのが、戦争末期には葬儀の執行主体において行政と議会が中心となる町村公葬（ただし公費の支出は行わない）に転換し（後略）

現在普及している認識ではあたかも昭和二十年八月十五日の玉音放送を境に、「帝国日本」が「再建日本」へと一転したかのようであるが、事実上、軍の組織は根本的には壊滅せず、このような弔詞綴や恩典拝受の案内に痕跡を残す形で、暗黙の中に存命し続けていたのである。事実、「大日本帝国陸軍」の「陸軍省」は、昭和二十年十二月に「第一復員省」となり、そのかつての名称を失った。それは陸軍解散から数か月後のことであつたと同時に、組織自体が崩壊したわけではなかったことを意味している。

軍降伏の日付と資料に残された日付のギャップ、それは「終わりし者たち」が望んでいたのかどうかさえ分からない「終わらぬ」もの」の存続を表している。そして、橋間きぬが一切他言せずに、橋間直治がこの世に存在していた証を守り続けたのは、わが子に課せられ、命を奪った戦争に対する感激からとは到底思えない。故郷の干し柿を喜んでいた橋間直治個人の面影は、もはや「陸軍中尉」という肩書に埋葬され、「終わらぬ」もの」を証明する形で記録上の人物となった。果たしてきぬはそのことを喜んでいたのであるか、現在の我々にはもはやそれを知る手段すらない。

#### 【謝辞】

この資料を提供してくださった藤原家に深く御礼を申し上げます。

（りん・う／早稲田大学大学院博士後期課程）